

逗子市会計年度任用職員(随時募集) 採用試験案内

■■ 試験の目的 ■■

この試験は会計年度任用職員(設置手話通訳者)の採用を目的としています。今回の採用試験は、通年勤務を対象とした試験になります。
なお、採用に当たっては、採用候補者名簿(名簿の有効期限は最終合格決定日から採用年度の3月31日までとします。)を作成します。

■■ 職 種 ■■

募集職種	仕 事 の 内 容	募集人員
設置手話通訳者	聴覚障がい者への支援および手話通訳派遣事業・要約筆記事業にかかるコーディネイトや事務手続き等	1名

■■ 受験資格 ■■

聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有し、厚生労働省認定の手話通訳士資格を有する人又は神奈川県の実施する認定試験に合格し、かつ、神奈川県手話通訳者として登録した人。

次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

1. 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
2. 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■■ 試験内容等 ■■

	試験内容	
第1次試験	書類審査	提出書類をもとに書類審査を行い、可否を通知します。
第2次試験	面接試験	日時、場所等は、第1次試験合格者に連絡します。 (逗子市役所内で実施を予定。)

■■ 合格発表 ■■

1. 試験の結果については、可否にかかわらず文書で通知します。
2. 電話による問い合わせはお断りします。
3. 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
4. 合格から採用まで
 - (1) 実際の採用日については相談に応じます。
 - (2) 名簿登載期間は、最終合格決定日から採用年度の3月31日までです。
 - (3) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

■ ■ 勤務条件 ■ ■

1. 任期

採用の日から年度の末日まで(通年採用)

2. 再度の任用について

原則2年間まで、人事評価等により、再度の任用を可能とします。3年目には、試験又は選考を実施します。

(例)令和8年度新規採用

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
勤務年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
試験実施年度			年度中に試験実施			年度中に試験実施
採用又は再度の任用	試験による採用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	試験による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用	前年度の人事評価による再度の任用

3. 条件付き採用について

一定の期間勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。期間は原則として1ヵ月間になります。その間の勤務成績が良好でない場合は、正式採用されない場合があります。

4. 職務内容及び勤務時間等詳細

聴覚障がい者への支援および手話通訳派遣事業・要約筆記事業にかかるコーディネイトや事務手続きなどを行います。

原則、午前8時30分から午後5時15分の間で週31時間(週4日)、月から金曜日の平日勤務になります。

※勤務場所は逗子市役所障がい福祉課になります。

5. 休日・休暇

年次休暇、特別休暇(夏期休暇等)等が付与されます。

6. 報酬

報酬月額 200,000円 (令和8年7月1日現在)

※逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

※令和8年7月1日現在のため、変更になる場合があります。

7. 諸手当について

期末手当、時間外勤務手当、通勤手当等が支給要件に応じて支給されます。

※通勤手当は、市の基準により支給します。

8. 社会保険等

社会保険は、神奈川県市町村職員共済組合健康保険・厚生年金保険への加入となります。

9. 労働保険

雇用保険法によります。

10. 災害補償
市の公務災害補償条例によります。
11. 服務等について
服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

■■ 受験手続 ■■

1. 申込方法
 - (1) 提出書類
 - ア 申込書・履歴書
 - イ エントリーシート
 - ウ 「神奈川県手話通訳認定証」のコピー
 - エ 「手話通訳士登録証」のコピー（手話通訳士資格を有する場合）
 - (2) 申込方法
提出書類の所要事項を記入し、受験者本人が直接持参してください。代理人による窓口受付はいたしません。郵送による申込みの場合は簡易書留郵便にて送付してください。
- ※ 申込書・履歴書には、写真（最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの）を必ず貼って提出してください。
- ※ 書類不備の場合は、受付できません。

2. 受付場所
逗子市役所1階 福祉部障がい福祉課
所在地 逗子市逗子5-2-16 電話 046(873)1111 内線224
3. 受付期間及び時間
午前8時30分から午後5時
※土・日・祝日及び正午から午後1時は除く。

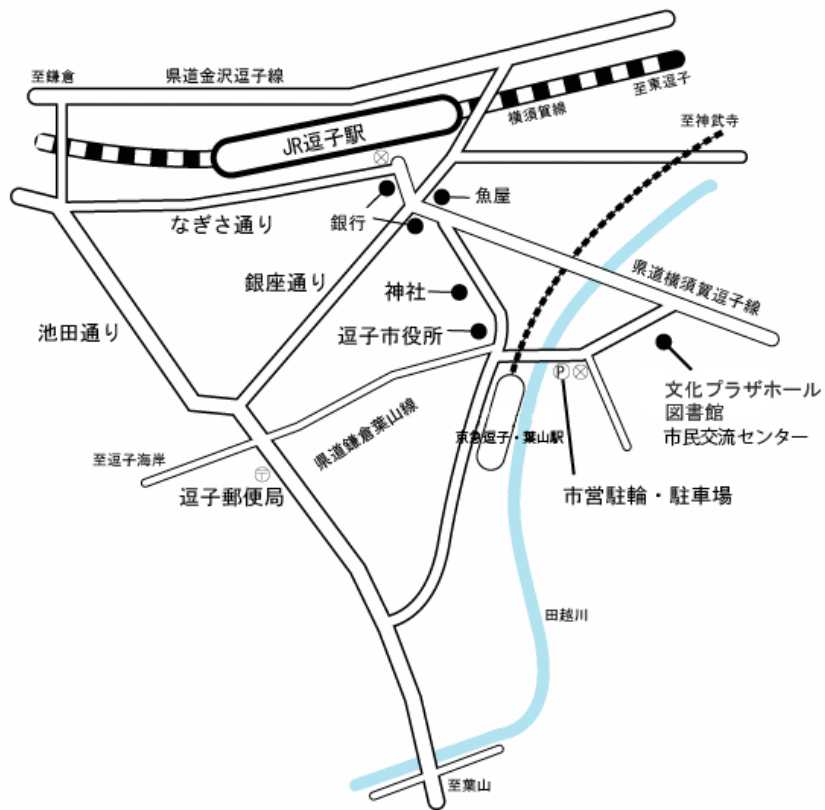
■■ 提出書類の記入上の注意 ■■

1. 申込書・履歴書及びエントリーシートは、すべての欄に記入してください。
2. 記入には、黒又は青の万年筆かボールペンを用いてください。
3. 学歴欄は、最終学歴については必ず記入してください。学歴欄の年月日については、年月のみの記入でも構いません。

■■ 注意事項 ■■

1. 試験に対する問い合わせは、前記の受付場所に行ってください。
2. 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず事前にご相談ください。
3. 受験の際には、自家用車での来場はできません。公共交通機関等をご利用ください。
4. 提出された書類は、お返しいたしません。
5. 面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。

■■ 申込受付・試験会場 ■■



■■ 試験に関する問い合わせ先 ■■

逗子市福祉部障がい福祉課

046-873-1111 内線 224